

令和5年8月10日
国 税 庁

「消費税法基本通達の制定について」（法令解釈通達）の
一部改正(案)に対する意見募集の結果について

「消費税法基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正（案）については、令和5年6月1日から令和5年6月30日までホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、14通の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

なお、御意見の全文は財務省地下1階閲覧窓口において閲覧に供します。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1 御意見の提出状況

○ インターネットによるもの	12通
○ FAXによるもの	0通
○ 郵便等によるもの	2通
合 計	14通

2 御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方
(別紙参照)

(別紙)

御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
1-7-1 について、登録申請書を提出することができる場合の例示に「特定期間の課税売上高が1,000万円を超えることにより課税事業者となる場合」も示すべき。	1-7-1 は、免税事業者であっても登録申請書を提出することができる代表的なケースを例示しているものであり、すべてのケースを網羅的に示す必要はないものと考えます。 したがって、原案のとおりとします。
1-7-3 について、適格請求書発行事業者の登録に係る取消年月日、失効年月日が適格請求書発行事業者公表サイトに一定期間、公表されること、また検索できることを示すべき。	消費税法基本通達は法令解釈を示すものであるところ、御意見にあるような実務的な取扱いについては、適格請求書発行事業者公表サイトに掲載している「適格請求書発行事業者公表サイト運営方針」の2及び5に示していますので、ご参照ください。 したがって、原案のとおりとします。
1-8-2 について、適格請求書の交付に代えてこれらに記載すべき事項に係る電磁的記録を、取引の相手方にインターネットサイトを通じて提供する場合、少なくとも10年間程度は取引の相手方において閲覧可能な状態を保つよう示すべき。	消費税法基本通達は法令解釈を示すものであるところ、御意見にあるような取引に関する諸条件（電磁的記録をどの程度の期間閲覧可能とするか等）については、取引当事者の実情に応じて取り決めていただく事項であり、法令解釈として示す事項ではないと考えます。 したがって、原案のとおりとします。
1-8-3 について、適格請求書に登録番号の記載がない場合、適格請求書発行事業者公表サイトにおいて、売手が適格請求書発行事業者である事実を確認できるときは、その記載のあるものとする取扱いを示してほしい。	消費税法基本通達は法令解釈を示すものであるところ、消費税法第57の4第1項において、適格請求書に記載すべき事項として「登録番号」が掲げられているため、法令解釈として御意見のような取扱いを行うことはできません。 したがって、原案のとおりとします。

御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
<p>1-8-4 について、請求書等に軽減対象課税資産の譲渡等である旨が記載されていない場合であっても、請求書等に記載された価額や消費税額により適用税率が判断できるときは、適格請求書の記載事項を満たしているものとする取扱いを示してほしい。</p>	<p>消費税法基本通達は法令解釈を示すものであるところ、消費税法第57の4第1項において、適格請求書に記載すべき事項として「軽減対象課税資産の譲渡等である旨」が掲げられているため、法令解釈として御意見のような取扱いを行うことはできません。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p> <p>なお、販売する商品の全てが標準税率（10%）の適用対象である場合、「軽減対象課税資産の譲渡等である旨」の記載は不要であるとする取扱いを「消費税の軽減税率制度に関するQ & A（個別事例編）（平成28年4月（令和2年9月改訂）国税庁消費税軽減税率制度対応室）問113」等で示していますので、ご参照ください。</p>
<p>1-8-5 について、適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の価額が明らかでないときは、納税者が任意にこれらの金額を算出できる取扱いを示してほしい。</p>	<p>1-8-5 は、一括譲渡をした場合の課税標準の計算に関する規定である消費税法施行令第45条第3項及び売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の計算に関する規定である同令第58条第2項を踏まえた取扱いを示したものであり、御意見のような取扱いを行うことはできません。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>

御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
<p>1-8-12 について、「一回の取引」の考え方をもう少し詳細に示すべき。</p>	<p>消費税法基本通達は法令解釈を示すものであるところ、御意見にあるような実務的な取扱いについては、国税庁ホームページに「Q & A」の形式で示しています。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p> <p>なお、御意見の点について、例えば、消費税法施行令第 70 条の 9 第 2 項第 1 号の規定（いわゆる公共交通機関特例）における 1 回の取引の税込価額が 3 万円未満かどうかの判定は、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q & A（平成 30 年 6 月（令和 5 年 4 月改訂）国税庁軽減税率・インボイス制度対応室）問 43」で示していますので、ご参照ください。</p>
<p>1-8-14 について、例えば飲食店に設置してある食券等の券売機が自動販売機等に該当するか示してほしい。</p>	<p>消費税法施行規則第 26 条の 6 第 1 号に規定する「自動販売機又は自動サービス機」とは、代金の收受及び商品の販売又は役務の提供が自動で行われる機械装置であって、当該機械装置のみにより商品の販売等が完結するものをいいます。そのため、御意見にある飲食店に設置してある食券等の券売機のように、単に代金の精算のみを行うものは、「自動販売機又は自動サービス機」には該当しません。</p> <p>また、1-8-14 は「自動販売機又は自動サービス機」に該当する又は該当しない代表的なものを例示しているものであり、すべてのケースを網羅的に示す必要はないものと考えます。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>

御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
<p>1-8-15 について、例えば、納品書と月まとめ請求書を発行し、当初、納品書を適格請求書としていたが、消費税額の端数処理により、納品書に記載された消費税額と月まとめ請求書に記載された消費税額にズレが生じたため、月まとめ請求書により取引に係る対価の金額を修正し、その金額で代金の精算を行った。この場合、月まとめ請求書を修正した適格請求書として取り扱われるものと思われるが、このようなケースであっても、納品書を適格請求書として認める取扱いを示してほしい。</p>	<p>御意見にある事例において、消費税額の端数処理の結果、月まとめ請求書により取引に係る対価の金額が修正されている以上、当初の納品書を適格請求書として取り扱うことはできません。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>
<p>5-9-1 について、軽減税率の適用対象となる「食品」に該当するかは販売者の販売目的によるものであることを示してほしい。</p>	<p>消費税法基本通達は法令解釈を示すものであるところ、御意見にあるような実務的な取扱いについては、国税庁ホームページに「Q & A」の形式で示しています。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p> <p>なお、御意見の点について、具体的には、「消費税の軽減税率制度に関するQ & A（制度概要編）（平成 28 年 4 月（令和 2 年 9 月改訂）国税庁消費税軽減税率制度対応室）問 11」等で示していますので、ご参照ください。</p>
<p>11-6-2 について、立替払に係る適格請求書の処理をもう少し簡便な方法としてほしい。</p>	<p>「もう少し簡便な方法」の内容が明らかではありませんが、他人宛に交付された適格請求書（消費税法第 57 条の 4 第 1 項に規定する適格請求書に記載すべき事項のうち、「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」の記載がないもの）に基づき仕入税額控除を行うためには、11-6-2 に示す一定の措置が必要となります。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>

御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
<p>11-6-2 について、適格請求書発行事業者の登録を行っていない任意団体等が懇親会等を開催し、参加者から会費を徴収して会場費や飲食費等に充てる場合も、この通達規定の適用対象となることを示してほしい。</p>	<p>消費税法基本通達は法令解釈を示すものであるところ、御意見にあるような実務的な取扱いについては、国税庁ホームページに「Q & A」の形式で示しています。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p> <p>なお、御意見の点について、具体的には、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A（平成 30 年 6 月（令和 5 年 4 月改訂）国税庁軽減税率・インボイス制度対応室）問 91」で示していますので、ご参照ください。</p>
<p>11-6-3 について、適格請求書発行事業者からの古物の買い受けであっても古物特例の対象とするほか、古物営業法により古物台帳への記載省略が認められているものについて、帳簿への記載も不要とする取扱いを示してほしい。</p>	<p>消費税法基本通達は法令解釈を示すものであるところ、適格請求書発行事業者から買い受ける古物は古物特例の対象とならないことは消費税法施行令第 49 条第 1 項第 1 号ハ(1)に、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿に記載すべき事項は消費税法第 30 条第 7 項及び第 8 項並びに同令第 49 条第 1 項にそれぞれ規定されており、御意見のような取扱いを行うことはできません。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>
<p>18-1-1 について、免税事業者の取扱いも明示すべき。</p>	<p>18-1-1 は、消費税法第 63 条の法令解釈を示したものであるところ、同条では総額表示の対象となる事業者から「免税事業者」を除いています。そのため、18-1-1 は、免税事業者に係る法令解釈を示したものではありません。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>

(参考) 今回の意見公募手続に付した『『消費税法基本通達の制定について』(法令解釈通達)の一部改正(案)に対する意見公募手続の実施について』の改正内容に関する御意見のみ掲載しております。

なお、「御意見の概要」欄は、重複した御意見を取りまとめた上で、要約したものを掲載しております。